

一般廃棄物処理業許可証

山口市下小鯖10363番地の7

タムラエンバイロ株式会社

代表取締役 肥後 和男

令和5年5月2日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、下記のとおり許可する。

令和5年6月20日

山口市長 伊藤 和貴

記



- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| 1 取扱廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、紙くず(破碎・圧縮) 木くず(破碎) |
| 2 収集・運搬・処分
の別 | 処分(破碎・圧縮) |
| 3 営業所・事務所等の所在地 | 山口市下小鯖10363番地の7 |
| 4 許可する区域
又は事業所等 | 山口市域内 |
| 5 許可の期間 | (自) 令和5年 6月26日
(至) 令和7年 6月25日 |
| 6 許可車両 | 無 |
| 7 許可条件 | |

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則、山口市一般廃棄物処分業許可取扱要綱及び市長の指示事項を遵守すること。